

石川県国民健康保険運営協議会傍聴要領

1 傍聴する場合の手続

- (1) 本協議会の会議の傍聴を希望する方は、会議の開催予定時刻までに、受付で氏名、住所を記入し、本協議会の会長の許可を得た上で、事務局の指示に従って会場に入室してください。
- (2) 傍聴可能な定員は10名です。
- (3) 傍聴の受付は、先着順で行いますので、定員になり次第、受付を終了します。

2 傍聴するにあたっての守るべき事項

傍聴者は、会議を傍聴するにあたり、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と可否等を表明しないこと。
- (2) 会場において、飲食等はしないこと。
- (3) 会場において、写真撮影、録画、録音等は行わないこと。ただし、本協議会の会長が認めた場合は、この限りではありません。
- (4) その他会議の支障となる行為をしないこと。

3 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するにあたっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が上記2の規定に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。